

セーフティネット保証2号 認定の要件と必要書類等について

■現在の指定案件

事業活動の制限：ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国における日本国からの水産物の輸入の制限
指 定 期 間：令和5年8月24日から令和7年2月23日

■2号認定の対象者及び要件（次の要件のいずれも同時に満たす事業者）

1. 法人の場合は本店登記地、個人事業主の場合は主たる事業所が大牟田市内にあること。
2. 原則1年間以上継続して事業を行っていること。
3. 「認定要件イ」または「認定要件ロ」を満たすこと。

認定要件イ 【直接取引】	当該事業者と 直接取引 を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス10%以上の見込みである中小企業者
認定要件ロ 【間接取引】	当該事業者と 間接的な取引 を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス10%以上の見込みである中小企業者

■2号認定申請に必要な提出書類

<input type="checkbox"/>	認定申請書【様式第2の様式】	※減少率は小数点以下第2位切捨て
<input type="checkbox"/>	月別売上額【様式第2の添付資料】	
<input type="checkbox"/>	取引依存度が確認できる資料（ <u>企業全体及び規制等に係る取引</u> ） ※決算書、売上台帳、総勘定元帳、納品書等 ※原則、6か月間又は12か月間の取引依存度とする。	
<input type="checkbox"/>	直前同期の売上高等が確認できる資料 ※確定申告、法人事業概況説明書における月別売上高等。 社名入り会計システムによる帳票、 又は売上高積算の詳細がわかる売上台帳等（社判・署名のあるもの）	
<input type="checkbox"/>	今年の売上高等減少の根拠資料 ※社名入り会計システムによる帳票 又は売上高積算の詳細がわかる売上台帳等（社判・署名のあるもの） （例）令和6年12月申請の場合 ①売上高実績 令和6年11月 ②売上高見込み 令和6年12月、令和7年1月	
<input type="checkbox"/>	【個人事業主】確定申告書類の写し 【法人】履歴事項証明書の写し	
<input type="checkbox"/>	事業所在地が確認できる資料（許認可証の写し等） ※個人事業主は確定申告書類、法人は履歴事項証明書において確認できる場合を除く	
<input type="checkbox"/>	委任状（金融機関が代理申請する場合）	

■申請窓口

セーフティネット保証相談窓口（大牟田市役所3階 産業振興課）

■様式

認定申請書、月別売上額の様式は、市公式ホームページからダウンロードできます。

大牟田市ホームページ ⇒ 産業・経済 ⇒ 企業・団体支援 ⇒
融資制度全般のお知らせ ⇒ セーフティネット保証2号について

【問合せ先】大牟田市産業経済部産業振興課 セーフティネット保証相談窓口

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

TEL:0944-41-2724 FAX:0944-41-2751